

玉東町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

玉東町教育委員会

## 目 次

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 P
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 P
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 P
- 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 6 P
- 5 関連する取組及び今後のフォローアップについて・・・ 9 P

## 1 計画の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

教育職員が心身の健康を保持しながら、その専門性を十分に発揮し、児童生徒に対して質の高い教育活動を継続的に行うことができるようにするためには、教育職員の業務量を適切に管理するとともに、健康及び福祉の確保を図ることが必要である。

本町においては、教育職員の在校等時間の把握及び縮減に取り組んできたところであるが、引き続き、学校における働き方改革を着実に進め、教育職員が本来担うべき業務に専念できる環境を整備する必要がある。

このため、本町では、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、玉東町立学校の教育職員に関する業務量管理及び健康確保措置を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定する。

### (2) 本町の現状

本町では令和2年8月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「玉東町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」(以下「規則」という。)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその縮減に取り組んできた。

また、令和7年4月に学校部活動を地域クラブ活動へ完全移行しており、これにより、教育職員の部活動指導に要する時間の縮減が進み、業務負担の軽減につながっている。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

区分	年平均	月45時間超の月の割合	月80時間超の月の割合
小学校	月10時間	0%	0%
中学校	月44時間	58%	0%

中学校においては、時間外在校等時間が月45時間を超える月の割合が58%となっており、依然として長時間勤務の傾向が見られる。特に、授業準備、学習評価や成績処理、支援を要する児童生徒・家庭への対応、各種調査や会議等への対応に係る負担感が大きい状況にある。

このため業務の見直しや役割分担の適正化、校務の効率化を図ることにより、教育職員に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

## 2 目標

本計画において達成を目指す目標は、以下のとおりとする。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教育職員を生じさせないことを目指す。
- 1年間における1か月当たりの時間外在校等時間の平均を20時間程度とする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- 教育職員におけるストレスチェック実施率を100%とする。  
〔令和7年度：85.7%〕
- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%以下とする。  
〔令和7年度：9.3%〕
- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などを通じて、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できる状態を目指す。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

※「業務の3分類」とは、国が示す考え方を踏まえ、学校が担う業務を、①学校以外が担うべき業務、②教師以外が積極的に参画すべき業務、③教師が担うべき業務の3つに分類したもの。具体的な業務項目として、「⑥ 調査・統計への回答」や「⑨ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応」などが整理されている。

#### 【ア 学校以外が担うべき業務】

##### 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- 玉東町交通指導隊、PTA等の関係団体と連携し、保護者及び地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

##### 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- 放課後から夜間における見回りについては、警察や地域パトロール隊等が行う見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則として行わない。
- 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識の共有を図る。

##### 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- 令和11年度までに、首長部局とも連携して苦情等に対応する相談窓口の設置を検討するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制の構築を目指す。

### 【イ 教師以外が積極的に参画すべき業務】

#### 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- 校務支援システムの機能等を活用することにより、玉東町教育委員会から学校に発出される調査への回答に係る事務負担の軽減を図る。

### 【ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務】

#### 授業準備、学習評価や成績処理

- 授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員の全校配置に取り組む。
- 校務支援システムの機能を活用することにより、授業準備、採点作業及び成績処理等に係る事務負担の軽減を図る。

#### 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑨関係）

- 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携及び情報共有の機会を設け、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担の下で支援を行うことができる体制づくりを進める。
- 医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員その他医療・福祉に関する専門的人材の学校への派遣の充実に努める。

### （2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数及び週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成している場合には、指導体制に見合ったものとなるよう見直す。
- 当初の目的や効果が不明確となっている活動等の見直し、清掃時間や頻度の見直し、放課後の活動時間を勤務時間内に設定する工夫など、日課表の見直しを進める。
- 勤務時間外の留守番電話機能及び電話の録音機能について、令和11年度までに全校設置を目指す。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の関係法令を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対し、産業医による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ストレスチェックの実施率を100%とし、実施後の集団分析の結果等も活用しながら、職場環境の改善を推進する。
- 心身の健康問題に関する相談窓口を周知し、相談しやすい体制の整備に努める。
- 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得促進を図る。
- 令和11年度までに、学校における定時退勤日を月1回以上設定するよう推進するとともに、長期休業期間中に、現在設定している休日を含む10日間の学校閉庁期間を維持し、又はこれを上回る期間を確保するよう努める。
- 早出遅出勤務制度及びテレワークの導入について、令和11年度までに検討を行う。

## 5 関連する取組及び今後のフォローアップについて

本計画に基づく取組の着実な実行を図るため、玉東町立学校における教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、玉東町のホームページで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議等において報告する。

また、次の取組を進める。

- 学校における児童生徒等への支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保について、関係部局及び関係機関と連携して取り組む。
- 教員業務支援員や地域学校協働活動推進員等の人材の確保・充実について、首長部局や地域と連携して取り組む。
- 時間外在校等時間に関する目標の達成状況については、玉東町が導入している出退勤管理システムにより把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果等を活用して把握する。
- 教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が認められる場合は、当該学校に対する聞き取り、助言、指導その他必要な支援を行う。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰り、休憩時間の確保等に課題がある学校に対しては、当該年度中の改善を目指し、個別の支援及び指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉えて本計画の周知を図るとともに、管理職向けのマネジメント研修等を充実させるなど、教育委員会による支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとする管理職のリーダーシップの下、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を推進する。
- 保護者や地域の理解促進を図るため、首長部局と連携し、保護者及び地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な取組について協力が得られるよう努める。